

第 48 号議案

雲井通 5 丁目地区再開発ビル公益施設内装等整備事業委託契約に係る変更
の件

雲井通 5 丁目地区再開発ビル公益施設内装等整備事業委託契約を次のとおり
変更する。

令和 8 年 5 月 11 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 業 務 名 | 雲井通 5 丁目地区再開発ビル公益施設内装等整備事業 |
| 2 | 業 務 場 所 | 神戸市中央区雲井通 5 丁目 |
| 3 | 業 務 概 要 | 雲井通 5 丁目地区で建設中の再開発ビル内の大ホール等及
び図書館並びに附帯する諸室に関する内装の整備 |
| 4 | 委 託 金 額 | 174億4,083万円 |
| 5 | 受 託 者 | 神戸市中央区加納町 4 丁目 4 番 17 号
株式会社大林組 神戸支店
執行役員支店長 浦田 充啓 |
| 6 | 支 出 科 目 | 一般会計 市民費 市民費
市民文化費 委託料 |
| 7 | 完 成 期 限 | 令和 9 年 10 月 31 日 |

理 由

市会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年 3
月条例第 84 号）第 2 条の規定により、議会の議決を経る必要があるため。

雲井通5丁目地区再開発ビル公益施設内装等整備事業委託契約に係る変更の件

1. 業務名

雲井通5丁目地区再開発ビル公益施設内装等整備事業

2. 業務場所

神戸市中央区雲井通5丁目

3. 業務概要

雲井通5丁目地区で建設中の再開発ビル内の大ホール等及び図書館並びに附帯する諸室に関する内装の整備（設計業務・建設業務及び工事監理業務）

4. 契約の相手方

株式会社大林組 神戸支店

神戸市中央区加納町4丁目4番17号

5. 委託金額

（変更前）164億3,400万円

（変更後）174億4,083万円（+10億683万円）

6. スケジュール

令和7年2月 契約締結

令和9年12月 再開発ビル竣工予定

令和10年6月頃 開館予定

変更概要

「雲井通 5 丁目地区再開発ビル公益施設内装等整備事業 委託契約」を令和 7 年 2 月に締結したところであるが、契約書第 40 条に基づき、相手方から契約金額の増額請求があったことから、変更契約を締結するものである。

(参考) 雲井通 5 丁目地区再開発ビル公益施設内装等整備事業 契約書第 40 条 (抜粋)

(賃金又は物価の変動に基づく建設業務費の変更)

第 40 条 甲又は乙は、この契約の締結日から工事期間の終了日までの間で、この契約の締結日(甲乙間で、賃金又は物価の変動を考慮して建設業務費を変更することを合意した場合は、当該合意の成立日(複数の合意がある場合は、最終の合意の成立日)とする。以下この条において同じ。)から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により前条の建設業務費が不相当となったと認めたときは、相手方に対して建設業務費の金額の変更を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、残工事の工事期間が 2 月以上ある場合でなければこれを行うことができない。

3 甲又は乙は、第 1 項の規定による請求があったときは、変動前残建設業務費(建設業務費から当該請求時の出来形部分に相応する建設業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残建設業務費(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残建設業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残建設業務費の 1000 分の 15 を越える額につき、建設業務費の金額の変更に応じなければならない。

4～8 【略】